



一般社団法人  
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブッタ切り 第3回 薬局のポイント制 ◇

文／中島 慶八郎 氏

近頃では、従来現金で支払われていたものを、クレジットカードで支払うことが多くなってきました。クレジットカードの普及に伴い、医療費の支払も、全てではありませんが、一部の大病院でクレジットカード支払が出来るようになってきました。また、薬局でも同じように、クレジットカード支払が増えつつあります。本来、診療報酬には税金が投入されているため受診を経済的に誘導することは禁止されておりますが、支払にクレジットカードを使用する際、発生するクレジットカードのポイントは「経済的な誘導」に該当するのか、否か？ということが中医協でも昨年議題に上り、検討されました。

この件については、平成24年9月14日付で厚労省保険局医療課長より通達が出ており、JCB、DC、VISA等々のクレジットカード会社の支払時に、そのクレジットカードのポイントがつくことに制限をかけることは難しいが、受診・診療の誘導に使われるのは好ましくない。と記されています。

又、これを受けて9月28日に日本薬剤師会も改めて各都道府県の薬剤師会に通知を出しています。要は買い物する度に付与されるクレジットカード会社のポイントに対する制限はかけられないが、〇×薬局独自のポイント制度は誘導になるので不可だというのが薬剤師会が示す見解であります。「調剤にポイントがつきます」という看板がある薬局を時々見受けますが、大変微妙な表現をされていると感じます。「当店は、お支払にカードをご利用いただけます。」位が良いのではないかと思います。

従来、消費税が10%以上となってくると医療機関は消費税を少なくとも10%以上は取らぬよう日本医師会が動くと思われませんが、その時、薬局独自のポイント制度を実施している薬局は医療機関と見なされないことが予想されます。

ポイント制度は医療機関か、商売屋か、の分岐点になる一つの目安だと思われれます。